

第 1 号議案 市民委員の公募追加について

1. 趣旨

明知鉄道における S L 復元に向けた検討を行うにあたり、新たに委員を市民から募り、広く市民の意見を反映させる。

2. 募集人数

~~1 名~~ ※協議により若干名に変更

3. 市民公募のスケジュール

令和 6 年 4 月 広報えな 4 月号で公募

5 月 書類審査

※令和 6 年度に開催予定の第 4 回の会議からの参加を想定

4. S L 復元検討委員会規約の一部改正

新	旧								
第 1 条～第 3 条（略） （組織） 第 4 条 委員会は、別表第 1 に掲げる委員をもって構成する。 <u>また、構成員には公募で選出された市民を加えることができる。</u> 第 5 条～第 10 条（略） 別表第 1 <table border="1"> <tr> <td>役職名</td><td>団体名</td></tr> <tr> <td>委 員</td><td>市民公募</td></tr> </table>	役職名	団体名	委 員	市民公募	第 1 条～第 3 条（略） （組織） 第 4 条 委員会は、別表第 1 に掲げる委員をもって構成する。 第 5 条～第 10 条（略） 別表第 1 <table border="1"> <tr> <td>役職名</td><td>団体名</td></tr> <tr> <td>委 員</td><td>_____</td></tr> </table>	役職名	団体名	委 員	_____
役職名	団体名								
委 員	市民公募								
役職名	団体名								
委 員	_____								

S L 復元検討委員会規約

令和 5 年11月 6 日制定

(名称)

第 1 条 本会は、S L 復元検討委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第 2 条 委員会は、リニア中央新幹線の開業がもたらす大きなインパクトを契機に、市の魅力を最大限に発揮させる取組みの一つとして、市内を運行する明知鉄道において S L 運行が可能かの調査を行うと伴に、市内の多様な団体が連携し、S L を通じ地域の魅力の発信及び恵那市にしかない高付加価値な観光や産業の振興により、地域の活性化に結びつけるための調査研究を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次に掲げる項目の検討を行う。

- (1) S L 復元運行可能性の調査研究
- (2) S L 復元を通じた地域の魅力の発信に関する事。
- (3) S L 復元を通じた観光や産業の振興に関する事。
- (4) その他、第 2 条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第 4 条 委員会は、別表第 1 に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、構成員には公募で選出された市民を加えることができる。

(役員)

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- 2 会長及び副会長は、委員の中から選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の資料を公開することにより公正かつ円滑な議事運営等に支障が生じると会長が判断した場合は、非公開で行うものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員は、会議に代理人を出席させることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第7条 委員会の業務を円滑に行うため、次に掲げる部会を設置する。

(1) S L 復元検討部会

(2) 観光特産品部会

(3) 環境整備部会

2 部会は、部会長及び部会員で組織し、各組織の実務担当者により構成する。

3 前項の部会長は、部会員の互選により選任する。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集し、第3条に掲げる項目を検討する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 前5項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(報酬等)

第8条 委員への報酬及び旅費については支給しないものとする。アドバイザーへの報酬及び旅費については、必要に応じて市の基準で支給する。

(事務局)

第9条 委員会及び各部会の事務局は恵那市役所内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年11月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 3 月18日から施行する。

別表第 1

役職名	団体名
委 員	恵那商工会議所
〃	恵那市恵南商工会
〃	(一社) 恵那市観光協会
〃	恵那市地域自治区会長会議
〃	明知鉄道連絡協議会
〃	明知鉄友会
〃	あけてつ S L ファンクラブ
〃	明知鉄道 (株)
<u>〃</u>	<u>公募市民</u>
オブザーバー	国土交通省中部運輸局
〃	岐阜県恵那県事務所
〃	岐阜県議会
〃	恵那市議会
アドバイザー	ソフトバンク (株)
〃	(株) 東海汽缶